

第三次 久留米市環境基本計画 (2021～2025) (案)

『自然と人間とが共生し、持続的な
発展が可能な都市』をめざして

もくじ

第1章 計画の基本的事項

| | |
|-------------|---|
| 第1節 計画策定の背景 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 4 |
| 第3節 対象とする分野 | 5 |
| 第4節 計画の期間 | 5 |

第2章 久留米市がめざす環境像

| | |
|------------------------------|---|
| 第1節 めざす環境像とめざす環境像の実現に向けたまちの姿 | 6 |
| 第2節 基本目標 | 8 |

第3章 施策の方向と成果指標

| | |
|-----------------------|----|
| 第1節 脱炭素社会の構築 | 9 |
| 第2節 循環型社会の構築 | 12 |
| 第3節 自然共生社会の構築 | 15 |
| 第4節 快適な生活環境の保全 | 18 |
| 第5節 協働による持続可能な地域社会づくり | 20 |
| 第6節 重点テーマ | 22 |

第4章 計画の推進体制と進行管理

| | |
|----------|----|
| 第1節 推進体制 | 27 |
| 第2節 進行管理 | 27 |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

【環境の保全及び創造に関する基本理念】

久留米市は、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意した久留米市環境基本条例（以下「環境基本条例」という）を定めています。

＜環境基本条例＞

第3条 良好的な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好的な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのもの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【環境問題を取り巻く情勢】

（1）深刻化・複雑化する環境問題

地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失は世界的な環境問題となっています。

地球温暖化は、平均気温の上昇や海面水位の上昇、干ばつや熱波などの異常気象の発生など年々深刻さを増しています。プラスチックは、私たちの日常生活の中でさまざまな用途に使用されていますが、その流出等により海洋汚染が拡大し、海洋環境や生態系に重大な脅威を与えています。また、世界的人口増加による生物資源の過剰な利用、気候変動や外来種の侵入等により、生物多様性の損失が懸念されています。

これらの問題は、私たちの日常生活や社会・経済活動に深く関わっています。また、人口減少や少子高齢化、環境関連産業の活性化など、「環境」「経

済」「社会」それぞれの課題は相互に密接に連関しており、複雑化してきています。

（2）環境問題の国内外の情勢の変化

（国際社会の情勢）

2015（平成27）年9月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択されました。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までを期限とする17のゴールが示されました。

同年12月には、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の採択、また、2019（令和元）年6月には、海洋プラスチックごみ対策として、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

（国内の状況）

2018（平成30）年4月に策定された国の「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を生かした「地域循環共生圏」の創造をめざし、環境・経済・社会の統合的向上等に取り組むことが示されました。また、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」を実現することを目標としています。

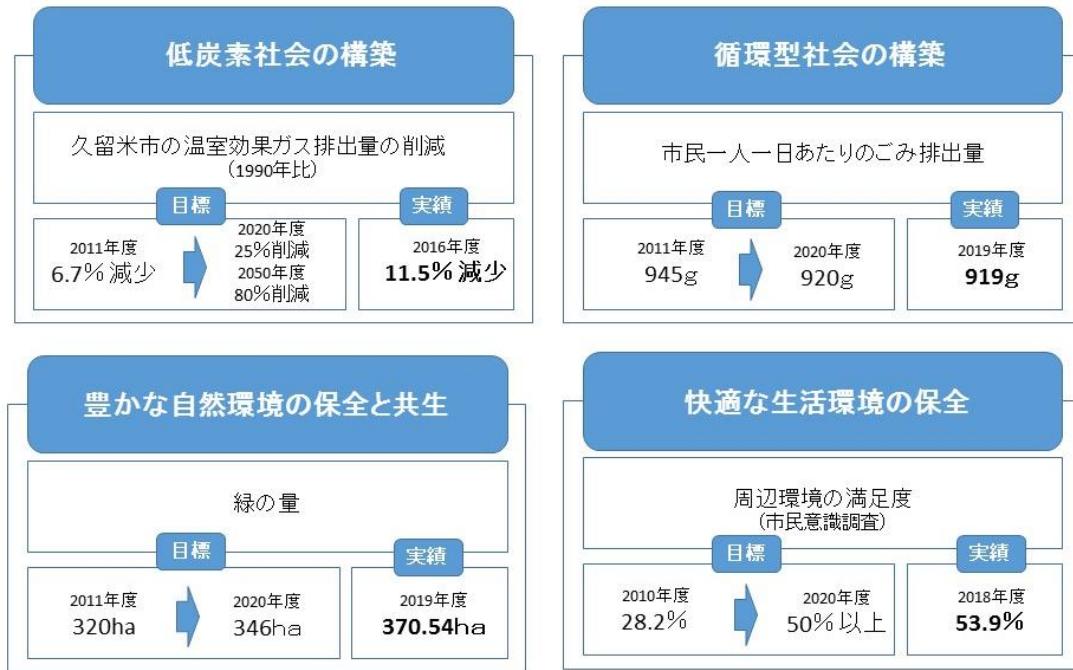
【これまでの取り組みの成果と課題】

（1）取り組みの成果

久留米市は、2011（平成23）年に「久留米市環境基本計画（2011～2020）」を策定し、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」の実現に向けて、「低炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と共生」「快適な生活環境の保全」「市民環境意識の向上と協働の推進」の5つの基本目標を設定して取り組んできました。

成果指標である、「市民一人一日あたりのごみ排出量」、「緑の量」、「周辺環境の満足度」については、目標を達成していますが、温室効果ガス排出量については、より一層の取り組みが必要です。

（成果指標の状況）



久留米市においても、地球温暖化の進行に伴う、近年の度重なる集中豪雨による浸水被害の発生など、環境面での課題が深刻化してきています。また、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス削減など新たに顕在化した環境問題や、生物多様性の保全など引き続き取り組むべき課題があります。

また、少子高齢化に伴う地域での環境保全活動の担い手減少や、電気料金などのエネルギー代金の市外流出（※）など、社会面・経済面の課題について、「地域循環共生圏」の考え方を念頭に、久留米市の地域特性やさまざまな地域資源を活用した環境政策によって、同時解決をめざしていくことが求められています。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みがこれまで以上に重要となっています。

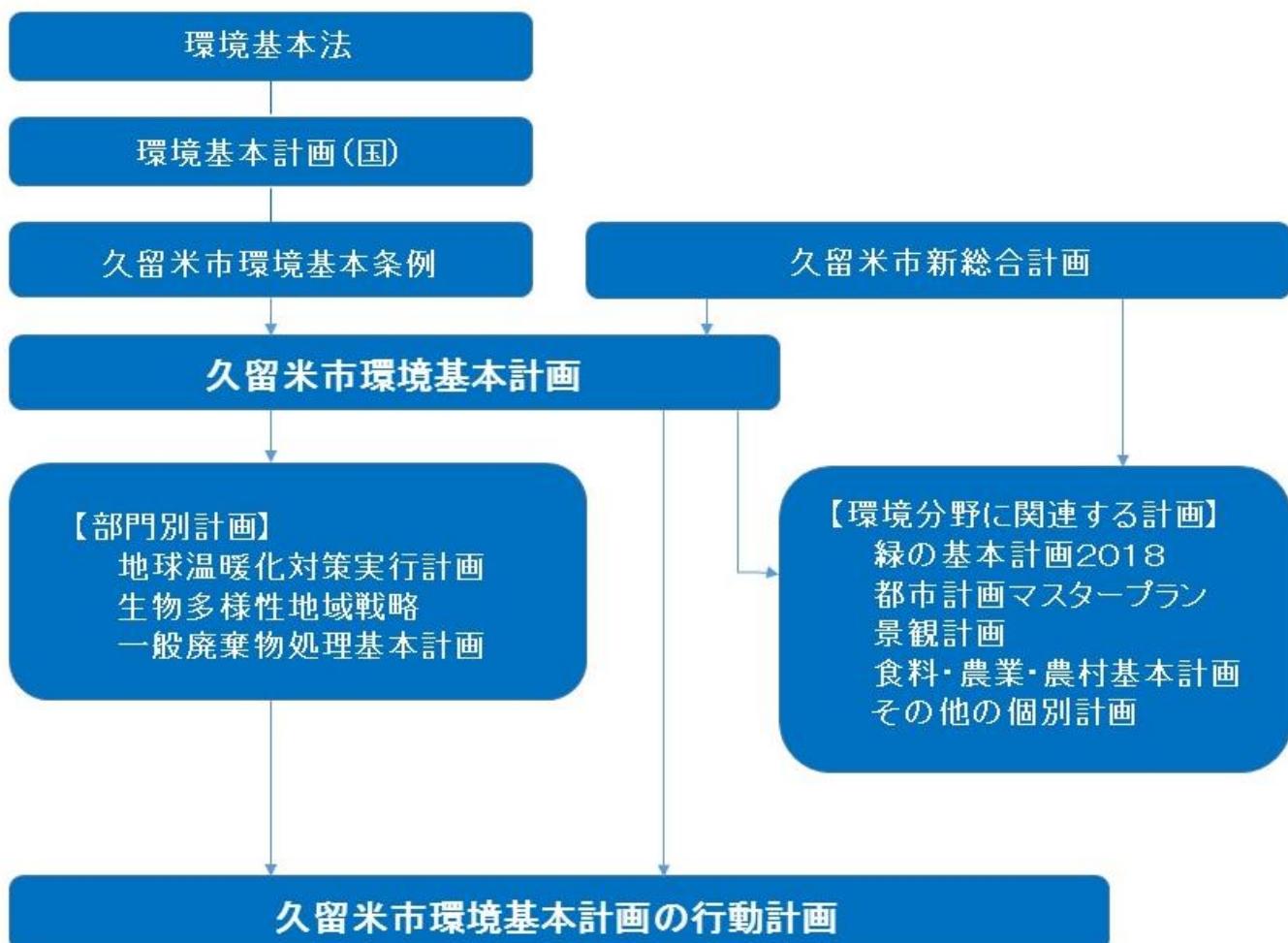
（※）電気料金などのエネルギー代金の市外流出
環境省 地域経済循環分析 2015 によると市内総生産（9,664 億円）のうち、約 4.7%（454 億円）がエネルギー（電気・石油・天然ガスなど）代金として市外事業者等に流出しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて策定する、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

また、久留米市新総合計画がめざす基本理念「水と緑の人間都市」の実現に向け、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進する計画ともなります。

こうした位置づけの下で、本計画は「久留米市地球温暖化対策実行計画」をはじめとする部門別計画や環境分野に関連する計画及び施策を立案する上での指針となります。



第3節 対象とする分野

身近な環境から地球環境まで幅広い意味での環境とします。

| 分 野 | 対 象 |
|------|---|
| 地球環境 | 気候変動、エネルギーなど |
| 資源循環 | 廃棄物、リサイクルなど |
| 自然環境 | 森林、農地、河川、生態系など |
| 生活環境 | 大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、美化、緑化、自然景観、都市景観、文化的景観など |

第4節 計画の期間

本計画の期間は、「久留米市新総合計画第4次基本計画」に合わせて2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間とします。

なお、環境行政を取り巻く状況や社会情勢の動向に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 久留米市がめざす環境像

第1節 めざす環境像とめざす環境像の実現に向けたまちの姿

(1) めざす環境像

本計画の根拠条例である環境基本条例に示された基本理念の実現をめざして、めざす環境像については、以下のとおりとします。

『自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米』

「持続的な発展が可能な都市」とは

- ・社会経済システムのあらゆる局面に環境配慮が織り込まれている
- ・環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の循環が実現されながら、経済・社会が発展していく都市

「自然と人間との共生」とは

- ・豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられている
- ・清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らしている

(2) めざす環境像の実現に向けたまちの姿

めざす環境像の実現に向けたまちのあるべき姿は、以下のとおりとします。

『市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、
自ら取り組み、連帶して行動するまち（環境先進都市）』

「高い環境意識」とは

- ・環境問題について自ら学び、理解し、その解決に向けて取り組んでいくこ
うという意識

「自ら取り組み」とは

- ・市民生活や事業活動の中で自ら進んで環境配慮行動を実践する

「連帶して行動する」とは

- ・各主体が連携・協働し、相互に高めあいながらより効果的に取り組む

めざす環境像の実現に向けたまちの姿の状況を把握するための指標（まちの姿指標）を設定します。

| まちの姿指標 | 日常で環境に配慮した取り組みをしている市民の割合 |
|-----------------|--------------------------|
| 現状 | 目標 |
| 80.3% (2019 年度) | 85% (2025 年度) |

※市民意識調査（省エネ・エコドライブ・ごみ減量・緑化活動などの取り組み）

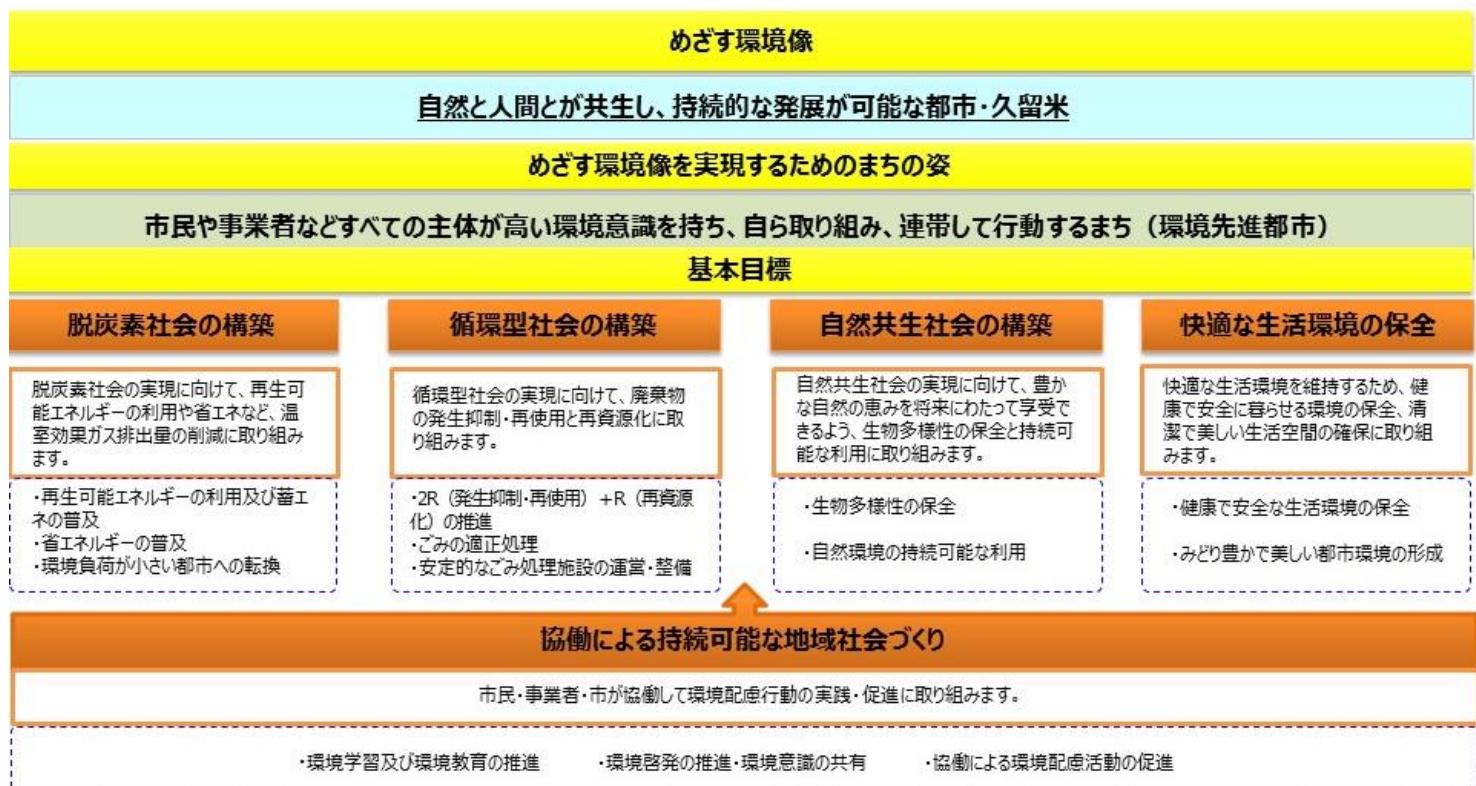
第2節 基本目標

自然と人間とが共生し、持続的な発展を可能にするためには、環境への負荷を最小限にとどめる、脱炭素型・循環型の社会システムを確立していくことが重要です。また、自然と人間との共生に向け、豊かな自然環境や多様な生態系、清潔感にあふれた生活環境の保全に努めていく必要があります。

さらに、これらの取り組みを効果的に進めていくためには、さまざまな主体との協働が不可欠です。

そこで、めざす環境像の実現に向けて、次の4つの基本目標と、各基本目標に共通する、人づくり・協働の仕組みづくりのため、「協働による持続可能な地域社会づくり」を設定します。

また、各基本目標に、特に関連の深いSDGsの目標を示し、それぞれの成果指標の達成に向けて取り組むことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することをめざします。



第3章 施策の方向と成果指標

第1節 脱炭素社会の構築

持続的な発展が可能な社会に向けて、深刻化する地球温暖化を緩和するため、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組み、蓄電池等を活用した自家消費型の利用に転換を促していくことが重要です。

また、市民・事業者・行政の協働による環境配慮行動の促進及び脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換促進に取り組むなど、省エネを推進していくことが必要です。

さらに、省エネ性能の高い建築物の普及や太陽光発電等の余剰電力の地域での有効活用、環境に配慮した移動手段への転換促進など、都市の脱炭素化を進めていくことが必要になります。

あわせて、すでに引き起こされている地球温暖化を起因とする気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策に取り組んでいくことが必要となっています。

(1) 施策の方向

1. 再生可能エネルギーの利用及び蓄エネの普及

- 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。
- 蓄電池やHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）など、エネルギーの自家消費や効率化を促進し、災害時にも強い自立分散型エネルギー・システムの普及促進に取り組みます。

2. 省エネルギーの普及

- 地球温暖化対策に資する国民運動「COOL CHOICE」の普及促進などにより、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルの定着に取り組みます。
- 環境保全のための新たな技術の開発、環境に配慮した製品設計など、持続可能な社会に資する環境・エネルギー関連産業の振興に努めます。
- さまざまな主体と連携した情報発信などに取り組み、市民・事業者の環境配慮行動を促進していきます。

3. 環境負荷が小さい都市への転換

- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進や自動車から公共交通機関・自転車への転換促進を図ります。
- ZEH や ZEB など省エネ性能の高い建築物の普及を促進し、建築物の脱炭素化を図ります。
- 地域で創ったエネルギーの地域内利用など、エネルギーの有効活用に取り組みます。
- 気候変動によって生じる影響（暑熱・感染症・災害など）について啓発を行うとともに、被害等の低減に取り組みます。

(2) 成果指標

| 久留米市の温室効果ガス排出量の削減（2013年度比） | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 現状 | 目標 |
| 2,738千t-CO ₂ （2013年度） | 2,026千t-CO ₂ （2030年度） |

※久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標値（2013年度比 26%削減）

| 【補助指標】再生可能エネルギー導入量 | |
|--------------------|-------------------|
| 現状 | 目標 |
| 107,894kW（2019年度） | 141,000kW（2025年度） |

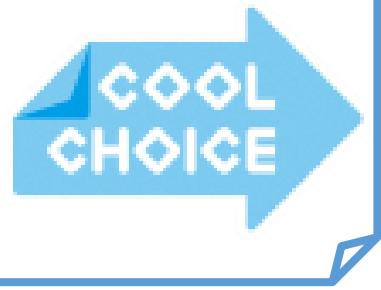
※温室効果ガス排出量現況推計は、統計資料を活用することから公表が遅れるため、補助指標を設定する。

(3) 関わりが深い SDGs の項目



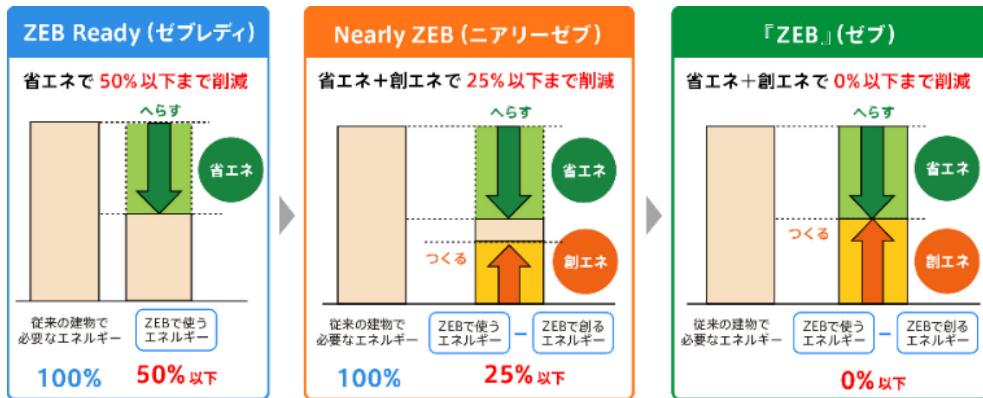
◆COOL CHOICE（賢い選択）◆

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26% 削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みです。



◆ZEB・ZEH◆

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や高効率な設備システムの導入等により、大幅な省エネルギー化を実現した上で、太陽光発電等の創エネにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を実質ゼロにすることを目指した建築物のことで、基本的に以下の 3 つに分けられます。



※延べ床面積が 10,000 m²以上の建築物には ZEB Oriented があります

また、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅を ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）といいます。

第2節 循環型社会の構築

持続的な発展が可能な社会に向けては、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源が効率よく循環する社会を構築する必要があります。

久留米市の市民一人あたりのごみ排出量については、2017（平成29）年度までは減少傾向で推移していましたが、その後は増加しており、さらなるごみ減量の取り組みが必要となっています。

さらに、国際社会や国の状況を踏まえ、プラスチックの使用削減や資源循環、食品ロスの削減について消費者・事業者双方のさらなる取り組みが必要です。

また、久留米市のごみ処理は、宮ノ陣クリーンセンターと上津クリーンセンターとの南北2ヶ所体制で行っています。上津クリーンセンターは、稼働開始以来、28年が経過しました。今後、市内のすべてのごみの市域内処理を念頭に、長期的に安全で安定したごみ処理体制の構築に取り組む必要があります。

（1）施策の方向

1. 2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の推進

- 廃棄物等の発生そのものを抑制するリデュースを最優先にしたライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を進めます。
- さまざまな主体との協働で、プラスチックごみや食品ロスの削減に取り組みます。
- 繰り返し利用可能な製品の利用を促進するリユースの推進に取り組みます。
- リデュース・リユースしてもなお発生する廃棄物については、分別の徹底と再資源化（リサイクル）に取り組みます。

2. ごみの適正処理

- 再生利用等ができないものを焼却処理する際は、熱回収や再資源化を行うなど、適切に処理を行います。
- 産業廃棄物の適正処理のため、法令遵守について、事業者への監視・指導に取り組みます。

3. 安定的なごみ処理施設の運営・整備

- ごみ処理施設の運営・整備にあたっては、環境への負荷低減に最大限配慮しながら進めていきます。
- 上津クリーンセンターの、より環境への影響を低減した安全で安定的な施設への更新に取り組みます。

(2) 成果指標

| 市民一人一日あたりのごみ排出量 | |
|-----------------|-----------------|
| 現状 | 目標 |
| 919 g (2019 年度) | 888 g (2025 年度) |

※ごみ総排出量／総人口

(3) 関わりが深い SDGs の項目



◆食品ロス◆

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

日本では、年間 2,550 万トン(※)の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 612 万トン(※)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成 30 年で年間約 390 万トン)の 1.6 倍に相当します。

(※) 農林水産省及び環境省「平成 29 年度推計」

第3節 自然共生社会の構築

将来にわたって、豊かな自然がもたらす恵みを享受できるように、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取り組みを進め、自然共生社会を実現する必要があります。

生物多様性の保全に向けては、生物多様性の理解を深め、保全意識の浸透を図り、多様な生きものが生息・生育できる環境や地域づくりに取り組んでいくことが必要です。そのため、市民・事業者等の自主的な保全活動の促進を図るとともに、自然との触れ合い・保全活動に参加する機会を創ることが重要です。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、さまざまな主体の参画のもと、自然と暮らしがつながる仕組みづくりや人の育成を図り、持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

また、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや、生態系を基盤とした防災・減災（Eco-DRR）の考え方を踏まえた取り組みも重要です。

（1）施策の方向

1. 生物多様性の保全

- 市民・事業者・行政のすべての主体が生物多様性の重要性について理解を深める取り組みを進めます。
- 希少種の保護や外来生物の駆除等を実施し、多種多様な生きものが暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

2. 自然環境の持続可能な利用

- 農地や森林等の自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養等）の活用や、防災・

減災機能が発揮されるよう生態系の持続的な管理、保全と再生に取り組みます。

- 次世代を担う子ども達の育成や保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者等と協働により取り組みます。

(2) 成果指標

| 生物多様性の認知度（※） | |
|--------------------|------------------|
| 現状 | 目標 |
| 26.9% (2020 年度) | 60% (2025 年度) |

※環境部が実施するアンケート調査で算出。

(3) 関わりが深い SDGs の項目



◆生物多様性◆

生物多様性とは、大きさ・形・色など遺伝子に違いがあり、森林や砂漠、河川などさまざまな環境に適応した多くの生きものがお互いにつながりあい、バランスを取って生きていることです。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。



第4節 快適な生活環境の保全

自然と人間とが共生していく基礎的な環境として、健康で文化的かつ清潔で美しい、快適な生活環境が保たれる社会を構築する必要があります。

環境法令の規制強化や事業者の公害防止に対する意識の向上などにより、全国的に大気汚染や水質汚濁の環境基準は概ね達成されています。しかし、光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）など基準未達成が継続しているものもあり、市民に適切な情報提供や注意喚起を行う必要があります。

また、家庭ごみ等の野外焼却をはじめ、身近な環境被害による苦情申立ては継続的に発生しており、市民・事業者に対する法令遵守についての啓発等が必要となっています。

環境美化や緑化のボランティア活動は年々浸透し、まちの美化や緑豊かな都市景観の形成に重要な役割を担っています。

しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄、プラスチックごみの河川流出の防止など、引き続き、さまざまな主体が協働して、マナーやモラルの向上・美化活動に取り組む必要があります。

(1) 施策の方向

1. 健康で安全な生活環境の保全

- 市民の健康と安全を確保するため、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの典型的な公害を防止し、工場や事業場に対する規制基準等遵守の指導を徹底します。
- 大気や河川等の環境基準について、法令に基づく環境モニタリングを継続実施し、達成状況を把握するとともに適切な情報提供を行います。

2. みどり豊かで美しい都市環境の形成

- さまざまな主体との協働による環境美化の取り組みを推進します。
- 市街地緑化の推進を図ることにより、水と緑に囲まれた良好な都市景観と美しい自然景観との調和がとれた都市環境の形成に取り組みます。

(2) 成果指標

| 周辺環境の満足度 | |
|-----------------|---------------|
| 現状 | 目標 |
| 53.9% (2018 年度) | 60% (2025 年度) |

※市民意識調査（緑の豊かさ、自然や生きものの状況、大気や騒音、ごみ処理、環境教育など環境全般に関する満足度）

(3) 関わりが深い SDGs の項目



◆PM2. 5◆

PM2.5とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の目に見えない小さな粒子のこと。呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。大気汚染防止法に基づいて常時監視されており、注意喚起が出たときは、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を減らしたり、換気や窓の開閉を最小限にしたりし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくすることが必要です。

第5節 協働による持続可能な地域社会づくり

市民・事業者の環境保全活動を促進していくためには、さまざまな機会を創るとともに、各主体がその活動の輪を広げ、将来にわたってつながっていくため、市民活動団体や大学等と連携するなど、多様な知識や経験を有する人材を幅広く発掘・育成できるネットワークづくりを進めていくことが必要です。

また、世界的に環境問題への関心が高まる中、多様化する市民・事業者のニーズに対応していくことが重要です。さらに、新たな感染症に対応した新しい生活様式が求められています。これらに対応し、市民・事業者への啓発を進めていくためには、ホームページや広報紙に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などICT（情報通信技術）を活用した新たな広報手法により、新しい生活様式に合ったタイムリーで効果的な情報発信を行っていく必要があります。

(1) 施策の方向

1. 環境学習及び環境教育の推進

- 市民・事業者などの多様なニーズに応じた環境教室や環境学習会、施設見学などを実施します。
- 学校教育現場における環境教育の促進に取り組みます。

2. 環境啓発の推進・環境意識の共有

- 環境イベントをはじめ、あらゆる機会・媒体を活用した効果的な情報発信に取り組みます。
- 市民・事業者などと環境情報や環境問題に対する意識を共有し、協働して環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着に取り組みます。
- さまざまな主体とのパートナーシップを充実・強化し、市民の環境政策への参画を促進するため、ICTを活用し、いつでも、どこでも、分かりや

すい形で環境情報を入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報の提供を進めます。

3. 協働による環境配慮活動の促進

- 市民・事業者などとの連携・協働により、地域への環境配慮活動の広がりや地域で環境保全活動を担う人材の育成など、将来にわたって活動をつなげていくためのネットワークづくりに取り組みます。

(2) 成果指標

| クリーンパートナー登録者数 | |
|--------------------|--------------------|
| 現状 | 目標 |
| 21,899 人 (2019 年度) | 23,000 人 (2025 年度) |

(3) 関わりが深い SDGs の項目



◆新しい生活様式◆

新たな感染症の感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくためには、市民一人ひとりが、密集・密接・密閉の3つの密を回避するといった、飛沫感染や接触感染などへの対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践していくことが必要です。テレワークなど、働き方の新しいスタイルの実践や物流のEV化など、新たな社会を見据えた施策が求められています。

第6節 重点テーマ

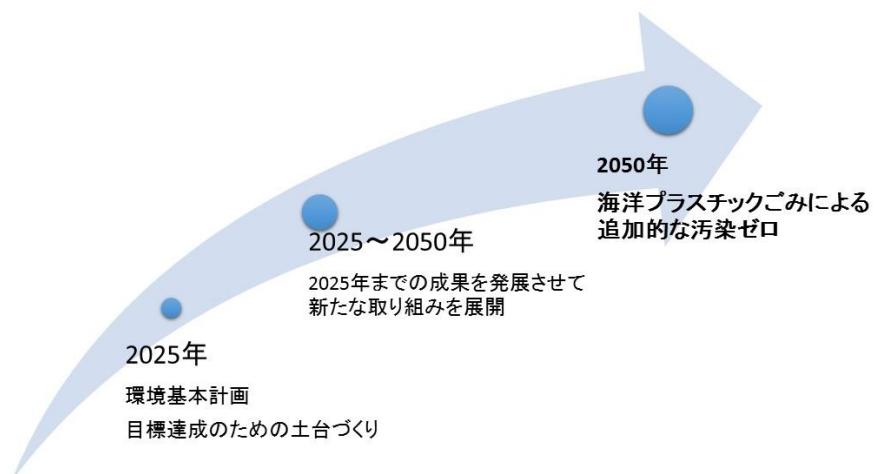
市が、重点的に取り組む施策として、3つの重点テーマを設定します。

基本目標に定める施策を分野横断的に推進するもの、また、特に国際社会との協調が求められる環境問題で、その解決に向けて早急な取り組みが必要なものを選定しています。

【脱プラスチックへのチャレンジ・ プラスチックフリー＆クリーン運動】

日々の生活から排出される「プラスチックごみ」の一部は、河川などを通じて海に流れ込み、生態系を含めた海洋環境への影響など、地球規模での環境問題となっています。

国が2019（令和元）年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの削減目標（マイルストーン）（※）を設定しています。また、同年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。



(1) 基本的な方針

「海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年度までにゼロ」に向けて、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、以下の 2 点を対象に、市民団体や事業者など、さまざまな主体との連携・協働によるプラスチック削減に向けたプラスチックフリー＆クリーン運動を展開し、市民・事業者の環境意識の向上に取り組みます。

○ 発生抑制

使い捨てプラスチック製品の利用削減や代替素材製品の利用促進に取り組みます。また、使用済みプラスチックの分別とリサイクルを徹底します。

○ 流出防止

九州一の大河「筑後川」には、高良川をはじめさまざまな河川が流れこんでいます。河川から海洋へのプラスチックごみ流出による汚染防止のため、ポイ捨ての抑制や美化活動の推進に取り組みます。

(2) 2025 年度までの目標

使い捨てプラスチック製品の使用削減に取り組む市民の割合の増加をめざします。

| 使い捨てプラスチック製品の使用削減に積極的に取り組む市民の割合（※） | |
|------------------------------------|------------------|
| 現状 | 目標 |
| 13.6% (2020 年度) | 35% (2025 年度) |

※環境部が実施するアンケート調査で算出。

（※）プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

＜リデュース＞

①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出削減

＜リユース・リサイクル＞

②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル

④2035 年までに使用済プラスチックを 100% リユース・リサイクル等により、有効利用

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞

⑤2030 年までに再生利用を倍増

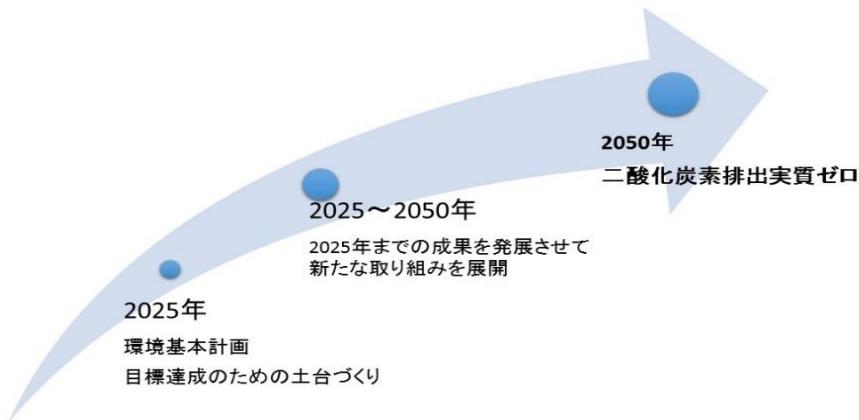
⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

【久留米版エネルギー循環モデルへのトライ】

パリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を2°C未満にする目標が合意されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2°Cよりリスクの低い1.5°Cに抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロ（※）にすることが必要」とされています。

（※）二酸化炭素排出実質ゼロ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること



（1）基本的な方針

「2050年に市域から排出される二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」に向けて、市民・事業者と協働で地域の再生可能エネルギーの循環に取り組み、「久留米版エネルギー循環モデル」の構築をめざします。

- 太陽光や一般廃棄物焼却施設等で発電したエネルギー、ZEH・ZEBの余剰電力等を他の施設や地域で有効に活用するなど、エネルギーが地域で循環する地産地消モデルの構築をめざします。
- エネルギーを活用した環境・経済・社会の3側面に効果があるマルチベネフィットな施策を実施し、久留米市がめざす、市域の脱炭素化・所得の域内循環・災害に強いまちである「地域循環共生圏」の取り組みを進めます。

(2) 2025 年度までの目標

市有施設の ZEB 化改修の実施と民間建築物の ZEB 化推進を図り、ZEB 化施設数の増加をめざします。

| ZEB 化施設数 | | |
|----------|---------------|---------------|
| | 現状 | 目標 |
| 市有施設 | 0 棟 (2019 年度) | 8 棟 (2025 年度) |
| 民間建築物 | 1 棟 (2019 年度) | 6 棟 (2025 年度) |

◆地域循環共生圏◆

地域循環共生圏とは、地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。

また、地域での SDGs の実現（ローカル SDGs）にもつながります。



【学び・協働・交流のプラットフォームづくり】

脱プラスチックや二酸化炭素排出実質ゼロなど、持続可能な社会の実現に向けては、私たち一人ひとりが環境に关心を持ち、理解を深め、自らが積極的に環境に配慮した行動を実践するとともに、さまざまな主体が協働して、その活動の輪を広げながら取り組んでいくことが重要です。

また、新たな感染症に対応した新しい生活様式では、日常生活の各場面においてオンラインでの対応が求められています。各主体の環境配慮行動を促進していくためには、ICTを活用した新たな取り組みが必要となっています。

(1) 基本的な方針

SNS等を活用した情報発信や、市民や市民団体、事業者等が学びを通じて互いに交流ができるプラットフォームの構築に取り組みます。

- ICTを活用して、市民や市民団体、事業者等との交流の機会の創出や場の充実を図り、環境に関する情報の交換や意識の共有を促します。
- 企業や学校、市民団体やボランティアと連携し、地域への環境配慮活動の広がりや人材育成の仕組みづくりを進め、市民・事業者の自発的・積極的な環境配慮活動の浸透を図ります。

(2) 2025年度までの目標

久留米市公式ホームページの環境啓発ページへのアクセス数の2倍以上の増加をめざします。

| 啓発ページへのアクセス数 | |
|-----------------|------------------|
| 現状 | 目標 |
| 77,784回（2019年度） | 160,000回（2025年度） |

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制

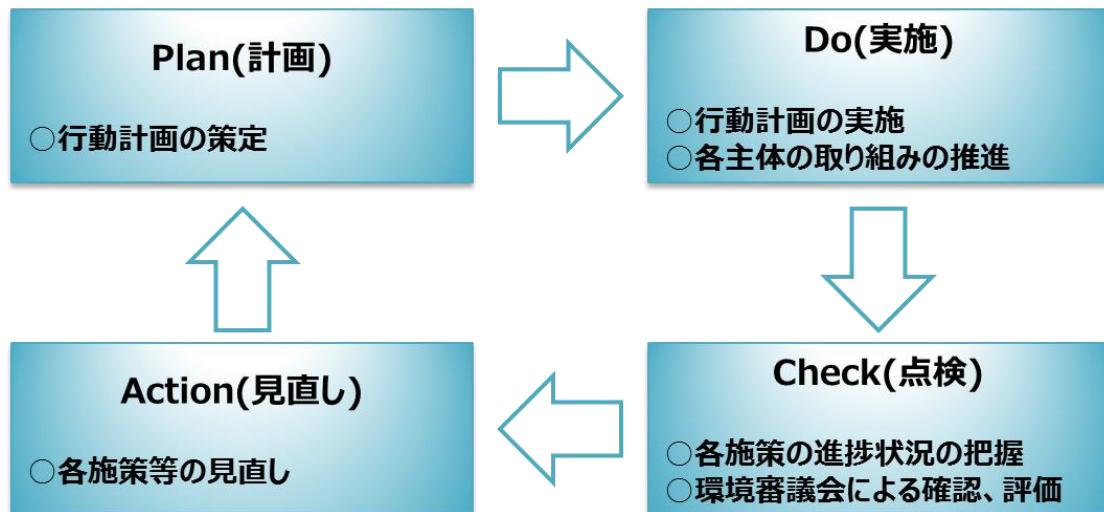
本計画がめざす環境像を実現するため、市民・事業者などの取り組みの支援を進め、さらに、定期的に取り組みの実施状況を確認することにより、計画の推進・進行管理を行います。

本計画の進捗状況については、学識経験者等で構成された「久留米市環境審議会」に報告し、意見を求めるとともに、課題等については助言を受け、施策展開に反映していきます。

府内においては、部局横断的組織である「久留米市地球温暖化対策等推進本部」を中心として、部局間連携を強化し、本計画の推進・進行管理を行います。

第2節 進行管理

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況等について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



第三次久留米市環境基本計画の市民・事業者の環境配慮指針（案）

市民の環境配慮行動指針（案）

市民の皆様に積極的に実践していただきたい環境配慮行動について、基本目標ごとに示しています。

基本目標1 脱炭素社会の構築

再生可能エネルギーの利用や省エネなど、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

| | |
|---|--|
| | 節電・節水に努め、限りあるエネルギーを大切に使います |
| | 家電などを買い替えるときには、省エネルギー性能の高い製品に買い替えます |
|  | LED 照明や高効率給湯器、高断熱化等により、住宅の省エネルギー化を進めるとともに、太陽光発電システムや蓄電池、HEMS を導入し、エネルギーを効率よく使う住まいを作ります |
| | 徒歩や自転車、公共交通機関等、環境負荷の低い交通手段を利用します |
| | 受取可能な日時や場所の設定や、宅配ボックスを利用し、宅配便の再配達を防ぎます |
| | 車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを実践します |
| | 自家用車を買い替えるときには、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車の導入に努めます |
| | フードマイレージを意識し、地産地消に努めます |

基本目標2 循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・再使用と再資源化に取り組みます。

| | |
|--|---|
| | マイバッグやマイボトルを利用して、ごみを減らす工夫をします |
| | 必要ないものはもらわない、詰め替え製品や簡易包装のものを購入するなど、ごみの減量に努めます |
| | 食材の使い切りや食べきりにより、食品ロスを減らします |
| | 生ごみの水切り、家庭用生ごみ処理機や段ボールコンポストの利用により、生ごみの減量に努めます |
| | フリーマーケットやリユースショップを利用したり、壊れたものは修理するなど、使えるものは長く使います |
| | ごみ出しのルール・マナーを守るとともに、資源のリサイクルに努めます |

基本目標3 自然共生社会の構築

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

| | |
|--|---------------------------------------|
| | 生物多様性の現状と大切さを学びます |
| | 自然観察会等に参加し、自然や生きものとふれ合います |
| | 外来種対策の原則ルールである「入れない」「捨てない」「広げない」を守ります |
| | 森林や農地が持つ多面的機能の大切さを学び、その保全・保護に努めます |
| | マナーを守って公園緑地を利用し、清掃活動など維持管理に協力します |

基本目標4 快適な生活環境の保全

健康で安全に暮らせる環境保全、みどり豊かな都市環境の形成に取り組みます。

| | |
|--|--|
| | 生活騒音・悪臭を出さないよう注意します |
| | ごみのポイ捨てをせず、地域での清掃活動に参加します |
| | 庭やベランダに花や木を植えるなど、緑化に努めます |
| | くるめクリーンパートナーや花街道サポートに登録し、まちの美化・緑化活動を行います |

基本目標5 協働による持続可能な地域社会づくり

事業者・市と協働して環境配慮行動の実践・促進に取り組みます。

| | |
|--|------------------------------|
| | 環境学習会や環境イベント等へ積極的に参加します |
| | 環境問題に関心を持ち、ICTを活用した情報収集に努めます |
| | 環境に配慮したライフスタイルを実践します |
| | 地域で実践される環境保全活動に積極的に参加します |
| | 環境について学んだ知識を地域や身近な人に伝えます |

事業者の環境配慮行動指針（案）

事業者の皆様に積極的に実践していただきたい環境配慮行動について、基本目標ごとに示しています。

基本目標 1 脱炭素社会の構築

再生可能エネルギーの利用や省エネなど、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

| | |
|---|--|
|  | クールビズやエコドライブ、環境認証規格（EMS）の取得など、環境負荷の少ない事業活動を行います |
|  | LED 照明や高効率空調、高断熱化により建築物の省エネルギー化を進めるとともに、太陽光発電システムや BEMS、蓄電池を導入し、ZEB の実現に努めます |
| | 省エネに資する技術開発や環境に配慮した製品の開発に取り組みます |
| | 省エネプロセス技術や新製造技術等を導入します |
| | トラック輸送の効率化や共同輸配送、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを行います |
| | 社用車を買い替えるときには、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車の導入に努めます |
| | 環境品質を備えた商品・サービスの提供に努めます。 |

基本目標 2 循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・再使用と再資源化に取り組みます。

| | |
|--|---|
| | ごみになりにくい製品・リサイクルしやすい製品づくりに努めます |
| | 生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や、再生品・資源化しやすい材料の利用に努めます |
| | 生産・流通・販売の各段階で食品ロスを減らします |
| | 使用された製品や容器などを再使用するとともに、分別を徹底し、資源のリサイクルに努めます |
| | 廃棄物を適正に処理します |

基本目標3 自然共生社会の構築

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

| | |
|--|--|
| | 生きものの生育・生息地の保全に努めるなど、生物多様性に配慮した事業活動を行います |
| | 自然観察等に従業員等が積極的に参加し、生きものの保護に努めます |
| | 自然とふれあえる場所・空間の整備に努めます |
| | 森林や農地の有効利用に取り組みます |

基本目標4 快適な生活環境の保全

健康で安全に暮らせる環境保全、清潔で美しい生活空間の確保に取り組みます。

| | |
|--|-----------------------------|
| | 環境法令を遵守し、大気環境や水質環境の保全に努めます |
| | 騒音・振動の発生を抑制します |
| | 地域の清掃や除草など、美化活動に取り組みます |
| | 敷地内の緑化のほか、壁面や屋上・駐車場の緑化に努めます |

基本目標5 協働による持続可能な地域社会づくり

市民・市と協働して環境配慮行動の実践・促進に取り組みます。

| | |
|--|---|
| | ホームページや事業所見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を発信します |
| | 環境をテーマとした社内研修を実施し、社員の環境意識の向上に努めます |
| | 市が行う環境保全事業や意見交換会への参加・協力、地域の環境保全活動への参加・支援に努めます |
| | 地域の環境学習・環境教育の活動を支援します |